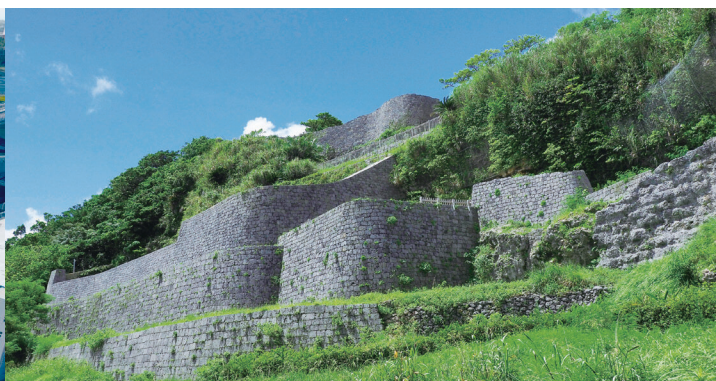




浦添市 都市計画マスタープラン 【概要版】

令和8年1月



第1章 はじめに

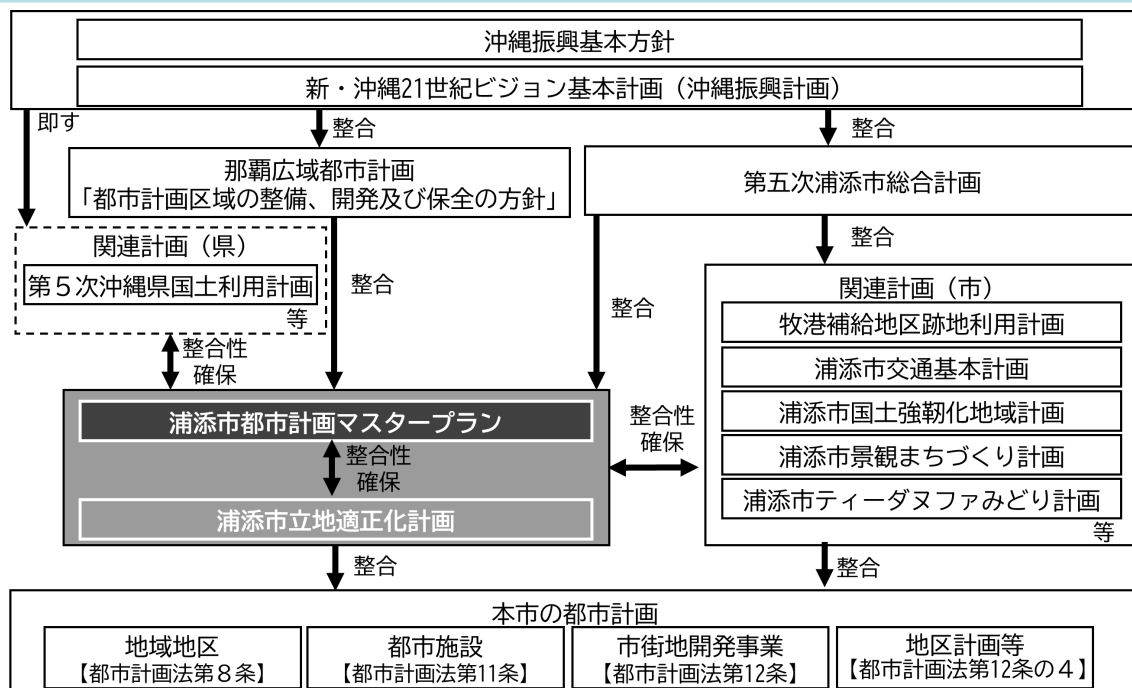
都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に基づく法定計画であり、住民の意見を反映させつつ、20年後の都市の目標や将来像、都市計画の基本的な方針を定めるものである。本市における今後20年間の市街地整備や道路整備、景観形成等、都市計画の基本となる計画である。

都市計画マスタープランの目的及び役割

都市計画マスタープランは、長期的・総合的視点から都市施設の整備及び土地利用の方針を定め、都市づくりを効果的に進めることを目的としており、目指すべき都市の将来像を住民・事業者等と行政が共有し、まちづくりの目標と方針を明らかにすることで、住民の都市計画に対する理解と参加を促進する役割を担う。

都市計画マスタープランの体系



都市計画マスタープランの構成

第1章 はじめに

- 都市計画マスタープランの位置付け
- 都市計画マスタープラン策定の経緯
- 上位計画等

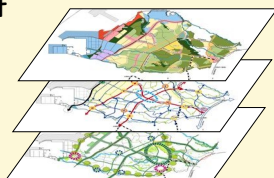
第2章 都市の目標

- 浦添の都市像
- まちづくりの目標
- 将来都市構造等



第3章 まちづくり部門別方針

- 土地利用・市街地整備に関する方針
- 都市基盤施設に関する方針
- 都市環境に関する方針
- その他には
 - 防災・減災まちづくりに関する方針
 - 福祉のまちづくりに関する方針



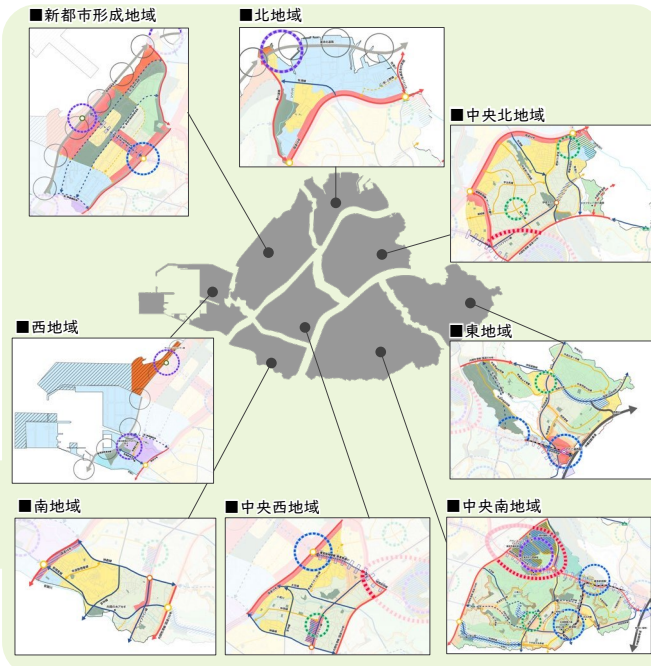
第4章 まちづくり地域別方針

市内を8地域に区分し、地域別の方針を定める



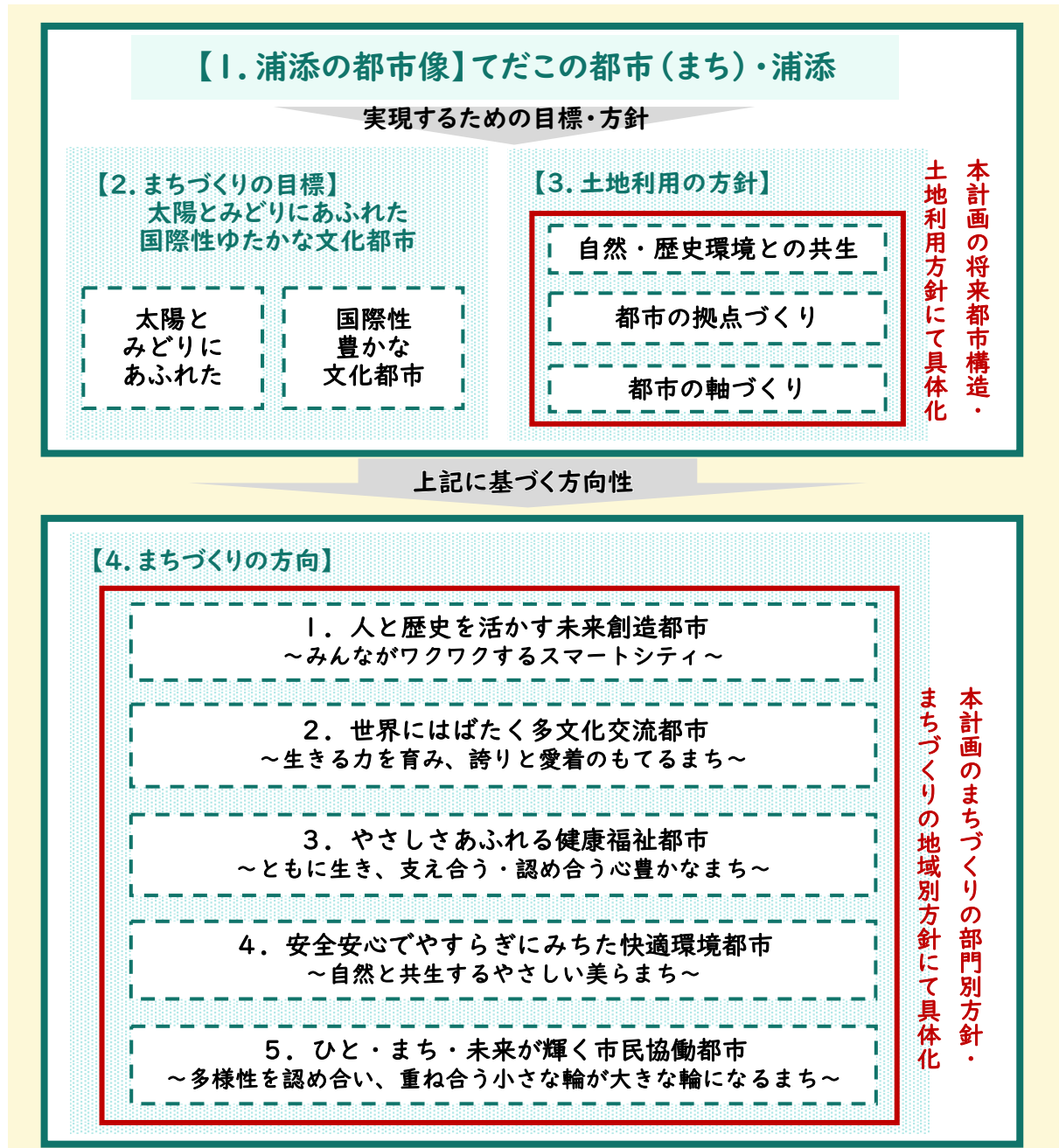
第5章 計画の実現に向けて

- 今後のまちづくりの進め方
- 重点的・戦略的に取り組む施策等



本計画の策定にあたっては、総合計画等の上位計画に即して定めることとされていることから、総合計画におけるまちづくりの目標や土地利用の方針、それらに基づくまちづくりの方向性、また、社会情勢や本市の課題等を踏まえ、本計画で目指す都市づくりの目標を示す。

【総合計画の体系と本計画にて具体化する事項】



上記及び社会情勢や本市の課題等に基づく都市づくりの目標

- ✓浦添都市軸の形成
- ✓西海岸地域の整備促進による新拠点の形成
- ✓モノレール駅の拠点性強化
- ✓公共交通ネットワークの強化
- ✓誰もが安全安心に暮らせる良好な住環境の形成
- ✓自然と共生する水とみどりのまちづくりの推進
- ✓歴史文化の薫るまちづくりの推進
- ✓市民協働によるまちづくりの推進

将来都市構造

将来都市構造設定にあたっての基本的な方針

- ◆西海岸地域やモノレール駅周辺等の市の顔となる拠点的形成する
- ◆市内各地の特色・特徴に応じた魅力を高め、一層暮らしたくなる浦添を目指す
- ◆各拠点及び各地を有機的につなぐ

土地利用ゾーン

名称	位置付け
住居ゾーン	低層住宅を主体とした地区として、コミュニティの維持と自然環境にも配慮した良好な住環境の形成を図る。
複合住居ゾーン	住宅地とその他の用途が混在する地区として、商業、業務、工業、住宅が調和する土地利用を図る。
緑地保全ゾーン	市街地における身近なみどりとして保全を図るとともに、みどりのネットワークの形成を図る。
商業ゾーン	広域都市基盤や駅周辺等の地域ポテンシャルを活かした商業・業務地の形成を図る。
沿道サービスゾーン	幹線道路沿線は交通利便性を活かし、地域の商業・業務機能及び住宅機能が調和した土地利用を図る。
産業ゾーン	本市の生産拠点として、工業・流通・水産業の生産基盤の向上を図るとともに、新たな土地利用の整備を促進し、ヒト、モノ、情報等、多様な交流が促進されるゾーンの形成を図る。
都市型リゾートゾーン	西海岸地域の豊かな自然海浜の保全・活用により、住む人・訪れる人・働く人にとって魅力と活力あふれる持続可能な拠点の形成を図る。

拠点

名称	位置付け	
中心拠点	「てだこ都市文化」を発信し、ヒト・モノ・情報が行き交う浦添市の顔として、浦添カルチャーパークと浦添運動公園等の行政の中核機能が集積しているため、商業と業務が共存する複合型の都市形成を促進するとともに、まちのシンボルとなる都心交通結節点としてバス、タクシー等、多様な交通モードがつながる集約型の交通拠点を形成する。	
広域拠点	複合	モノレール駅と沖縄自動車道とを結ぶ交通結節拠点や交通サービス関連施設等が整う総合的な交通拠点を形成するとともに、本市の東の玄関口として商業・業務施設や交流機能の導入等、モノレール駅を中心とした魅力あふれるまちづくりを促進する。
	歴史文化	浦添城跡や玉城朝薫の墓等、本市の歴史と文化を象徴する機能を有していることから、緑地空間と史跡を活かし、歴史文化を学び、語る場として整備・活用するとともに、本市の新たな顔となる駅周辺のまちづくりと一体となった広域拠点の形成を図る。
	国際	各国文化の相互理解と人的交流の場として整備・活用するとともに、駅周辺のまちづくりと連動し、地域住民と来訪者の交流の場となる広域拠点の形成を図る。
	商業業務	業務施設やロードサイド型商業施設、近隣商業施設等の商業・業務機能が集積しているため、商業と業務が共存する複合型の都市形成を促進する。
交流拠点	リゾート	牧港補給地区跡地利用計画を先導する商業・業務の集積を図り、産業・経済活動の拠点の形成に努める。また、海上交通や陸上交通の交通結節点、本島中南部の広域的な交流拠点であり、本市の新たな顔として、良好な商業景観の形成を図る。
	文化	沖縄県の伝統芸能の継承・発展に資する広域的な文化施設と浦添市民の交流活動拠点としての活用を進める。
	自然	豊かな海浜環境を活用し、環境学習の場や市民の憩いの場として、海浜空間の形成を図る。
	生涯学習	各種行政サービスや文化活動、スポーツ・レクリエーション活動等を行える快適で利便性の高い生涯学習の交流環境を整備する。
地域生活拠点	商業、医療、福祉等の地域住民の生活を支える機能が集積する拠点の形成を図る。	

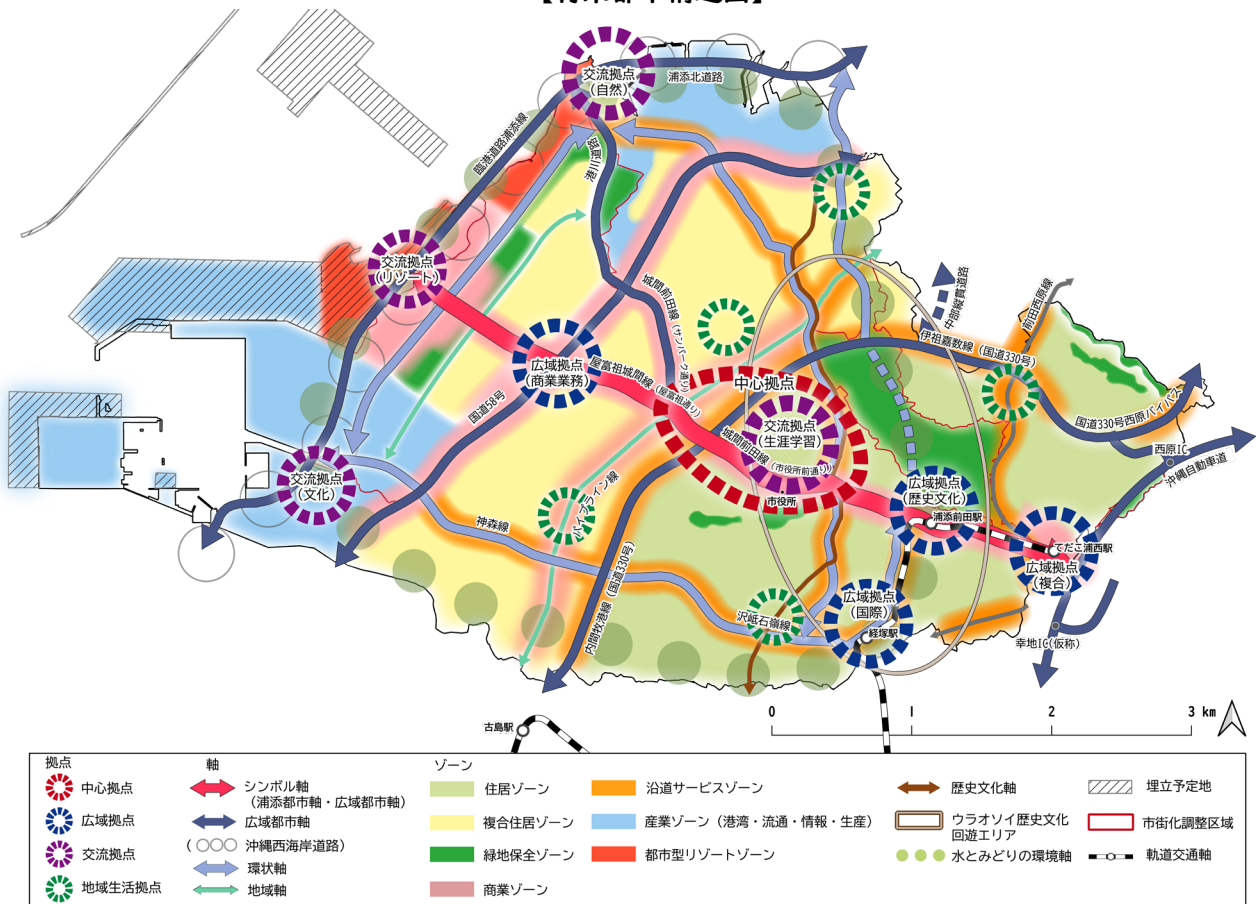
都市軸

名称	位置付け
シンボル軸 (浦添都市軸・ 広域都市軸)	本市の東西を横断する浦添西原線から浦添ふ頭地先に至る浦添都市軸は、本市の主要な拠点を結ぶ重要な路線であることから、円滑な交通流動に資する整備を進めるとともに、景観重要公共施設に指定した区間においては本市の顔となるシンボルロードとして整備する。
広域都市軸	市域を南北に縦断する国道58号や国道330号、中部縦貫道路、沖縄西海岸道路等は、各ゾーンにおける都市活動を支援し、中南部都市圏の市街地を支える軸線として整備を促進する。また、港川道路から城間前田線を経て、浦添西原線に至る路線を広域的な東西軸として位置付け、整備を促進する。
環状軸	神森線、沢岷石嶺線、国際センター線、国際センター線延伸、牧港線、内間牧港線、国道58号宜野湾バイパスの環状道路は、整備を進めることで市域内の道路網の連結を強化し、市民の利便性の向上を図る。
地域軸	パイプライン線や牧港補給地区に整備予定の道路は、本市の地域循環を促す南北軸として、市民の利便性の向上を図る。

その他

名称	位置付け
歴史文化軸	良好な景観形成や国指定史跡中頭方西海道等の歴史文化資源等を活用し、歴史文化とのふれあいや地域間交流を促進する琉球歴史回廊を形成する。
ウラオソイ歴史 文化回遊エリア	駅周辺の整備促進を図るとともに、世界遺産登録に向けて、歴史文化軸とのつながりを踏まえ、浦添城跡の復元に向けた取組や緑地及び市街地をバッファゾーンとした、良好な景観形成を推進する。
水とみどりの 環状軸	河川、海浜における自然環境の保全や生物多様性の確保、良好な景観形成、環境学習や市民の憩いの場の確保等を促進するとともに、市民の生活を優しく包み込むクサティ森を保全・再生する。また、公園、河川、学校、道路等の主要な公共施設の緑化を推進する等、水辺空間と一体となった安らぎと潤いのあるみどりのネットワークの形成を図る。

【将来都市構造図】

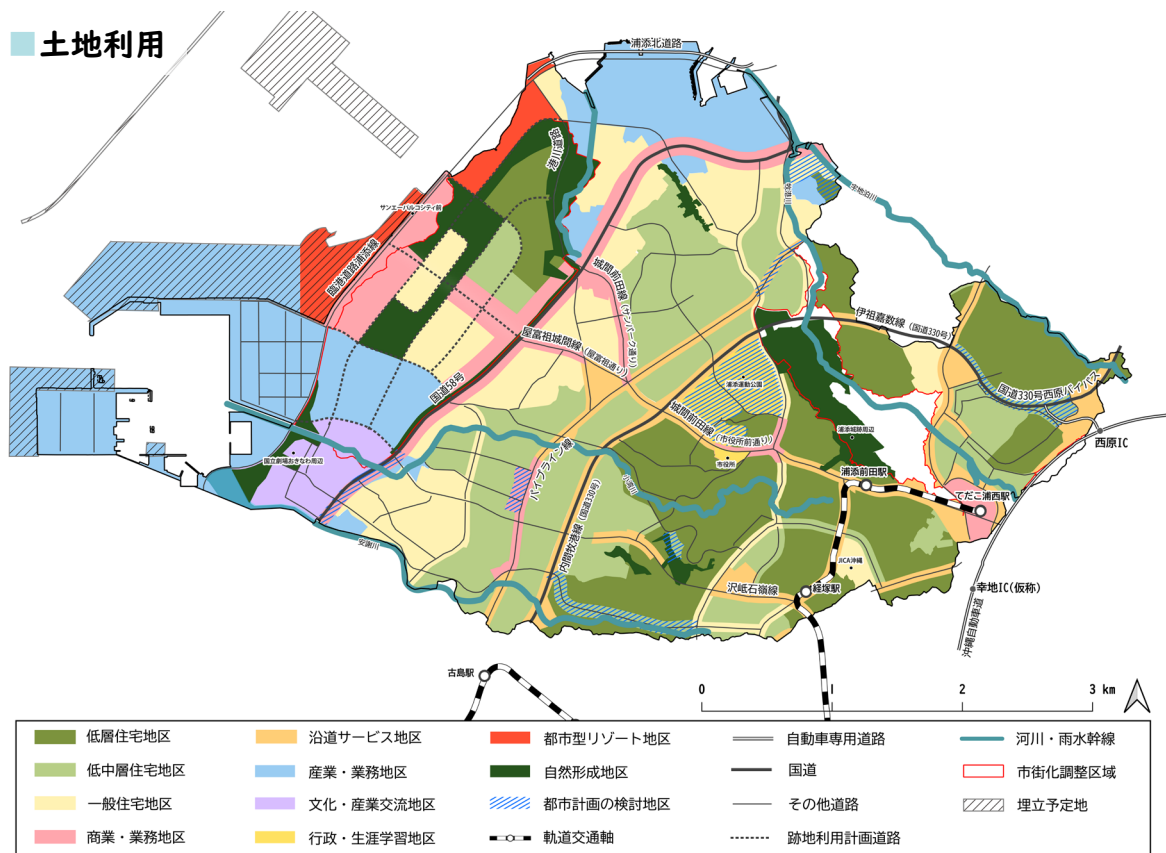


第3章 まちづくり部門別方針

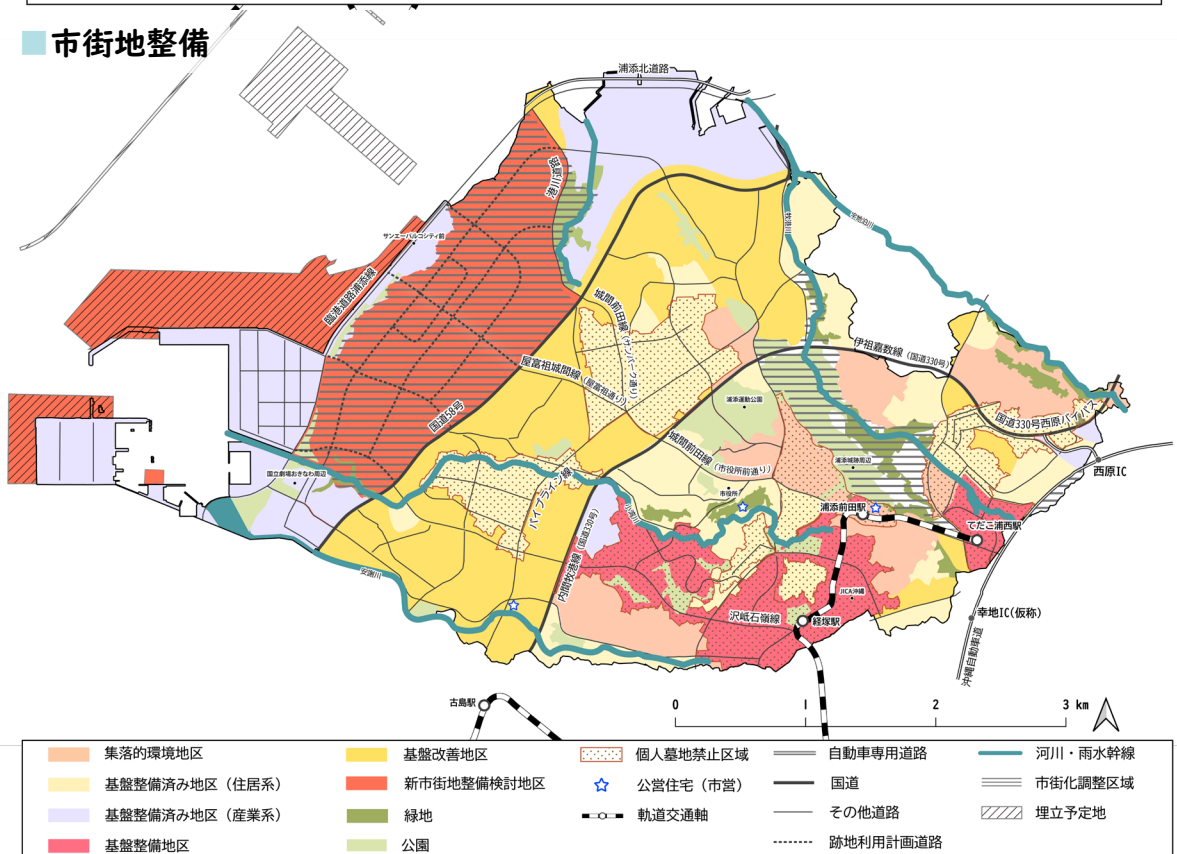
土地利用・市街地整備に関する方針

- ✓拠点性・利便性の向上に資する都市機能の誘導
- ✓安心して暮らし続けられる市街地と集落地の形成
- ✓市の活力創造に資する都市ストックの戦略的な活用
- ✓西海岸地域の開発を見据えた土地利用の推進

土地利用



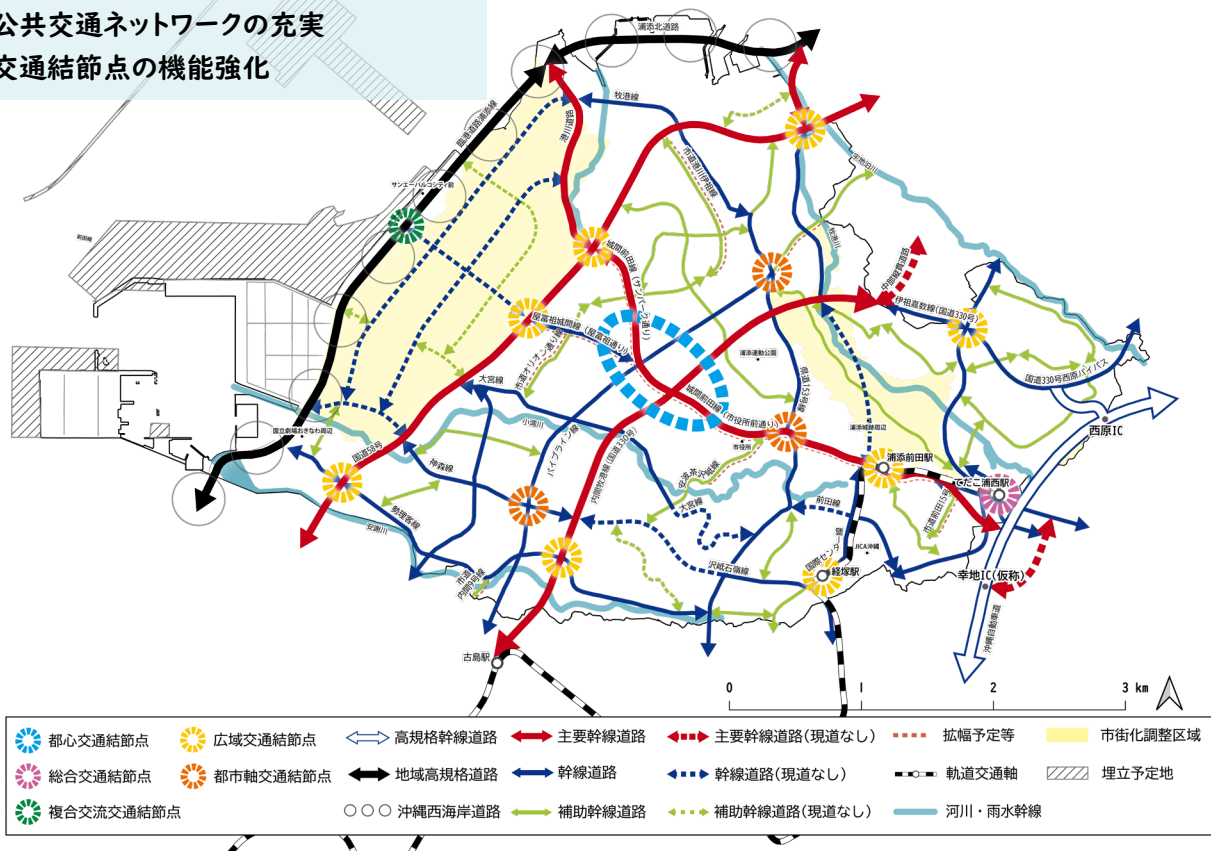
市街地整備



都市基盤施設に関する方針

都市交通

- ✓ 広域的な道路ネットワークの形成
- ✓ 安全で快適な人中心の道路空間の創出
- ✓ 公共交通ネットワークの充実
- ✓ 交通結節点の機能強化



上下水道

- ✓ 水道施設の強靱化と整備拡充
- ✓ 下水道施設の計画的な更新と維持管理

都市環境に関する方針

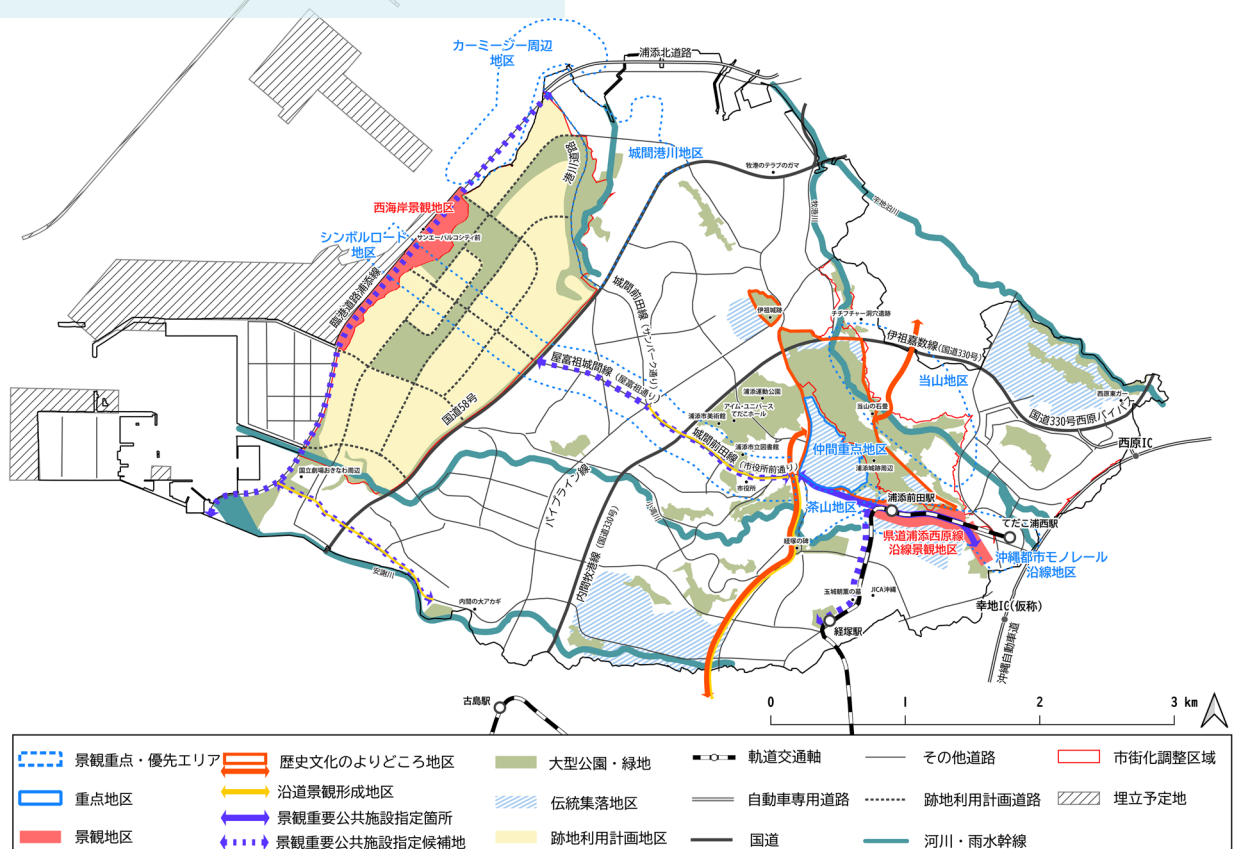
河川・海浜・みどり

- ✓ 風土を特徴づけるみどりや水辺の適切な保全・活用
- ✓ 付加価値の高い安全で快適な公園づくり
- ✓ 市街地における新たなみどりの創造
- ✓ 低炭素まちづくりの推進



景観

- ✓ 地域特性に応じた魅力ある景観の形成
- ✓ 歴史・文化特性に配慮した沿道景観の形成



防災・減災まちづくりに関する方針

防災・減災まちづくり

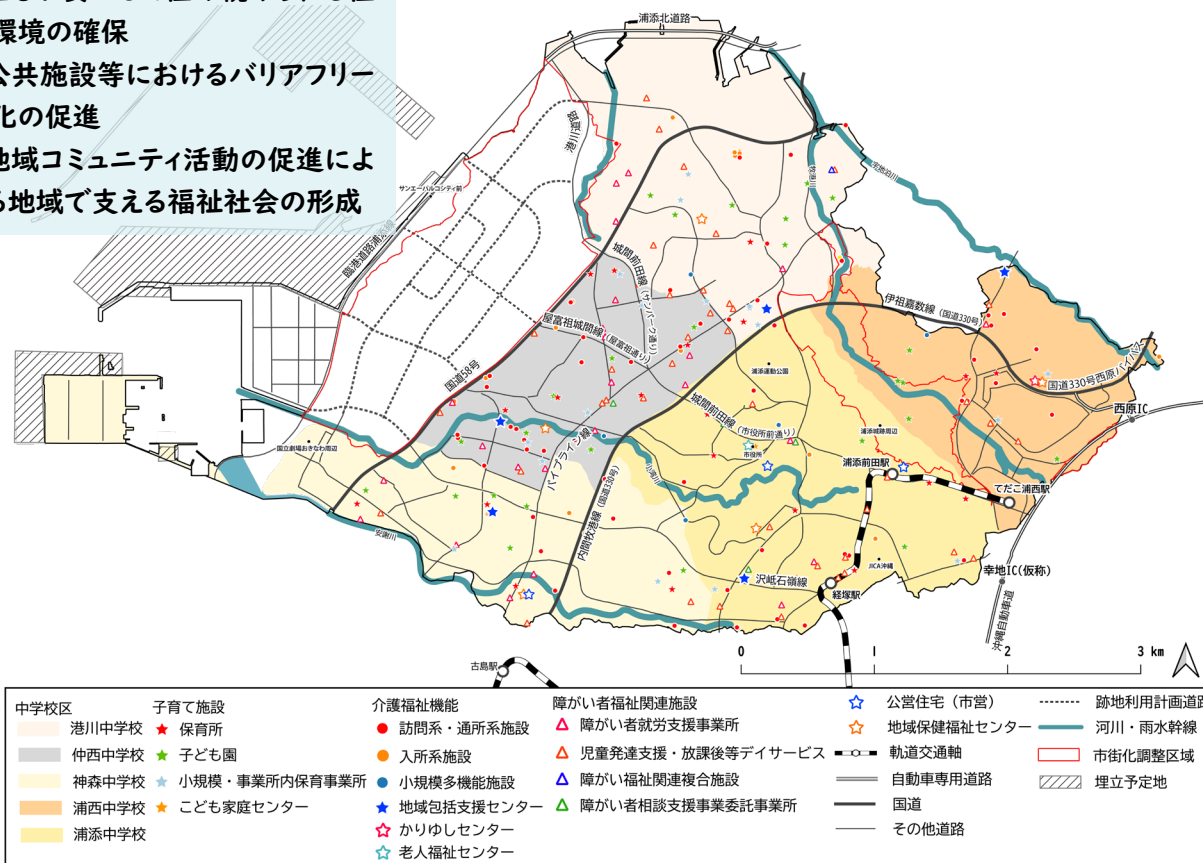
- ✓災害対策の推進
- ✓災害時における円滑な避難や防災活動の推進
- ✓自助・共助・公助による地域防災力の向上



福祉のまちづくりに関する方針

福祉のまちづくり

- ✓誰もが安心して住み続けられる住環境の確保
- ✓公共施設等におけるバリアフリー化の促進
- ✓地域コミュニティ活動の促進による地域で支える福祉社会の形成

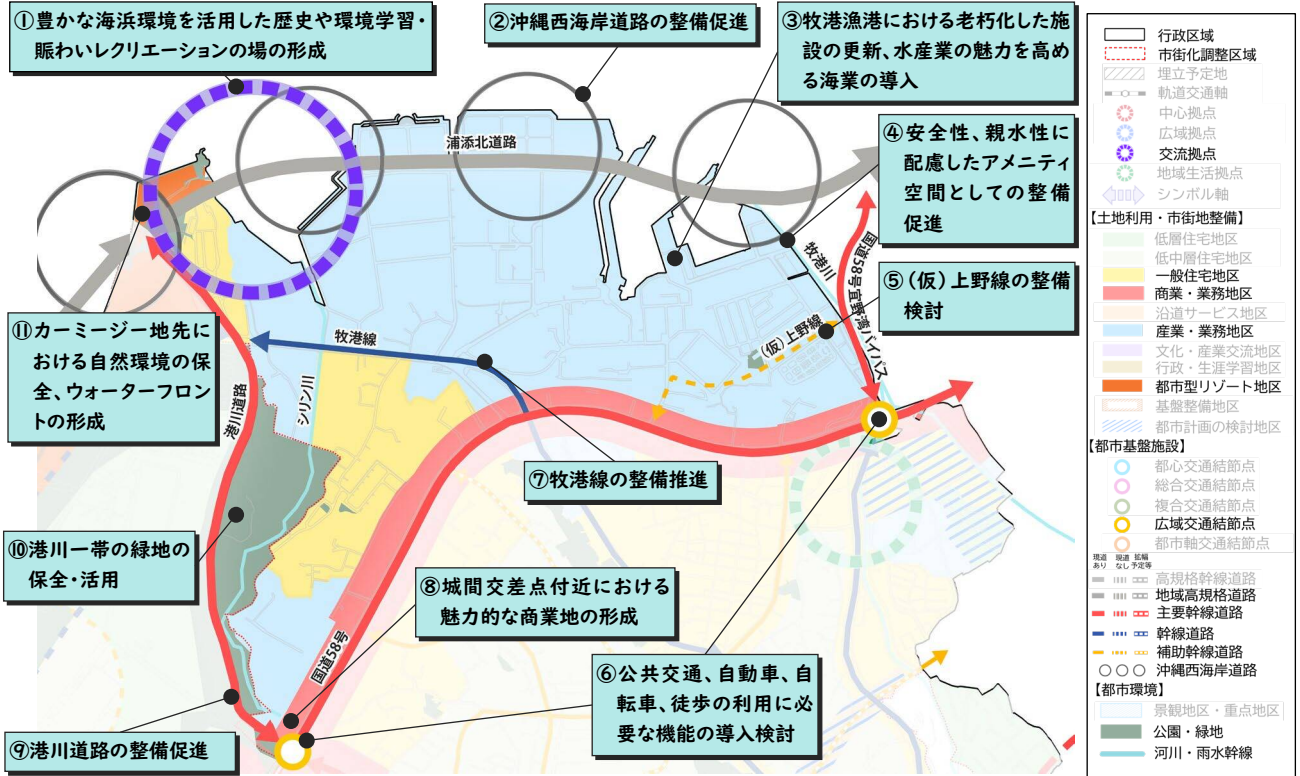


第4章 まちづくり地域別方針

本章では、都市全体を幾つかの地域に区分し、地域ごとに第3章まちづくり部門別方針の具体化・詳細化を図りながら、地域住民の意向、地域の現況・課題及び特性等を踏まえた基本方針を定めることにより、「住民参加型のまちづくり」の実現を目指すものとする。

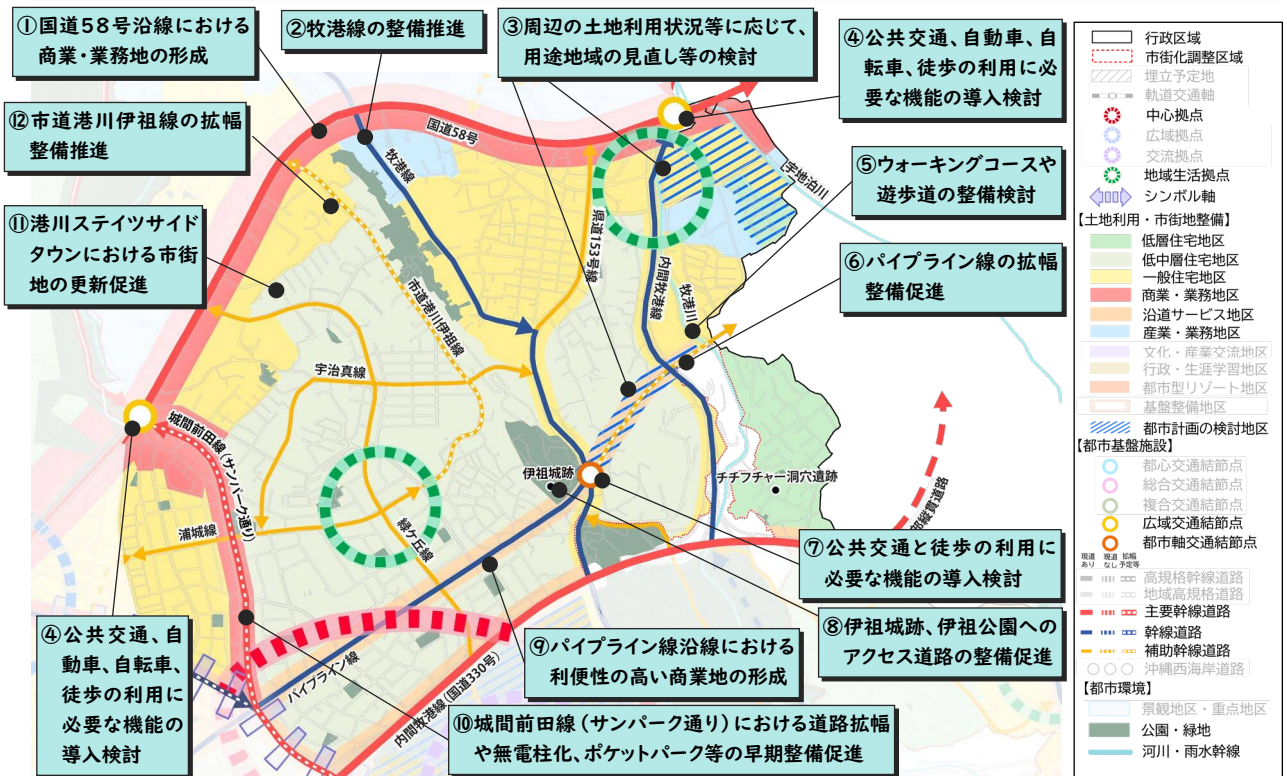
北地域

～豊かな海・川を保全活用し、産業と暮らしが調和した安全なまち～



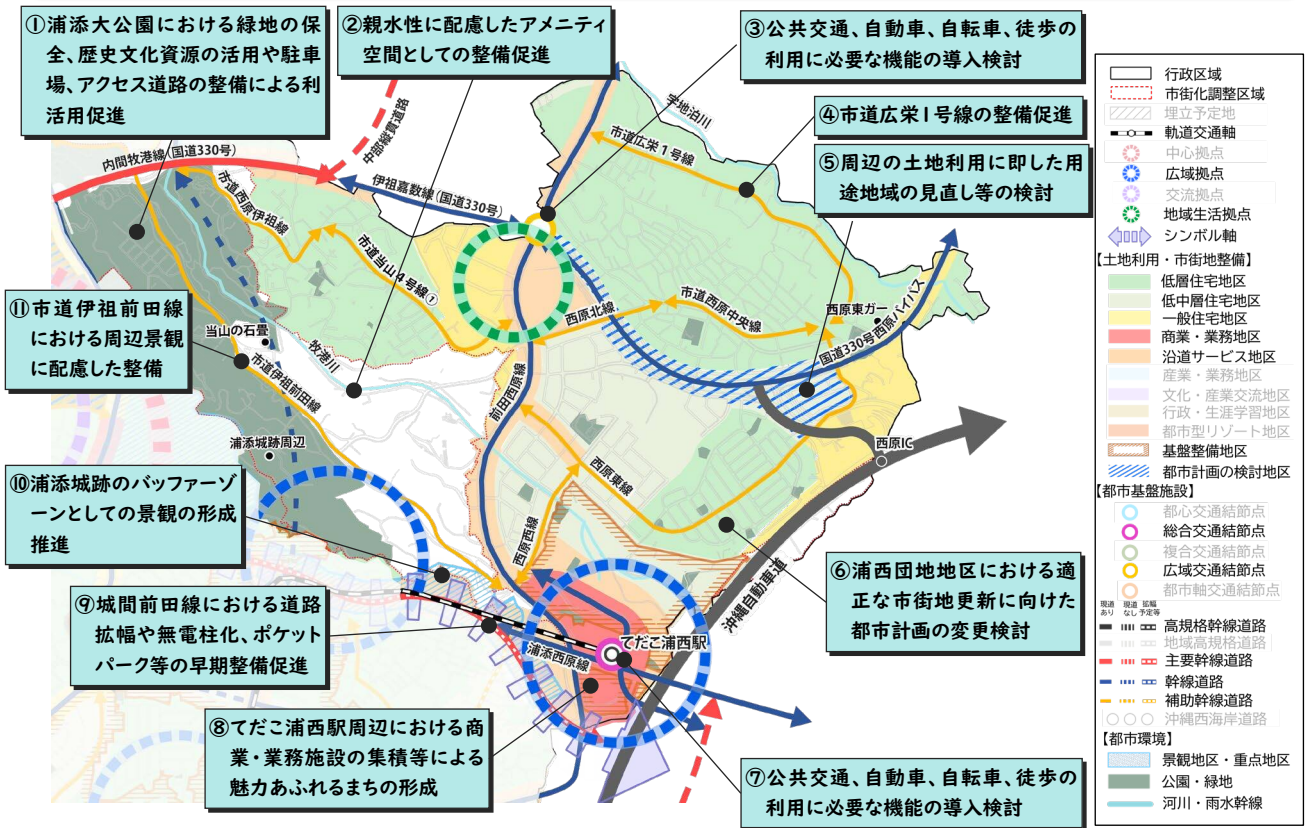
中央北地域

～コミュニティがある誰もが暮らしやすい便利で安心なまち～



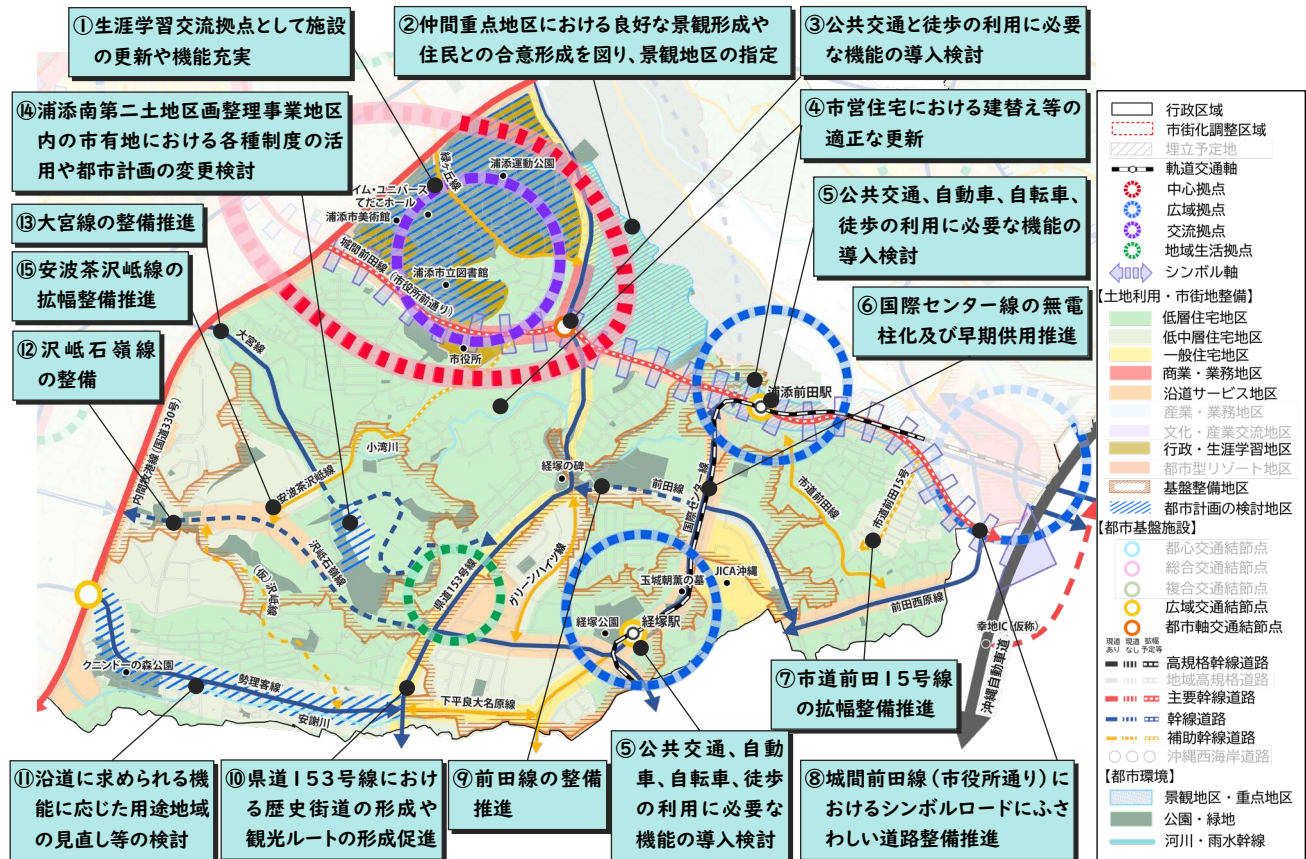
東地域

～歴史が薫りコミュニティが息づくやさしいまち～



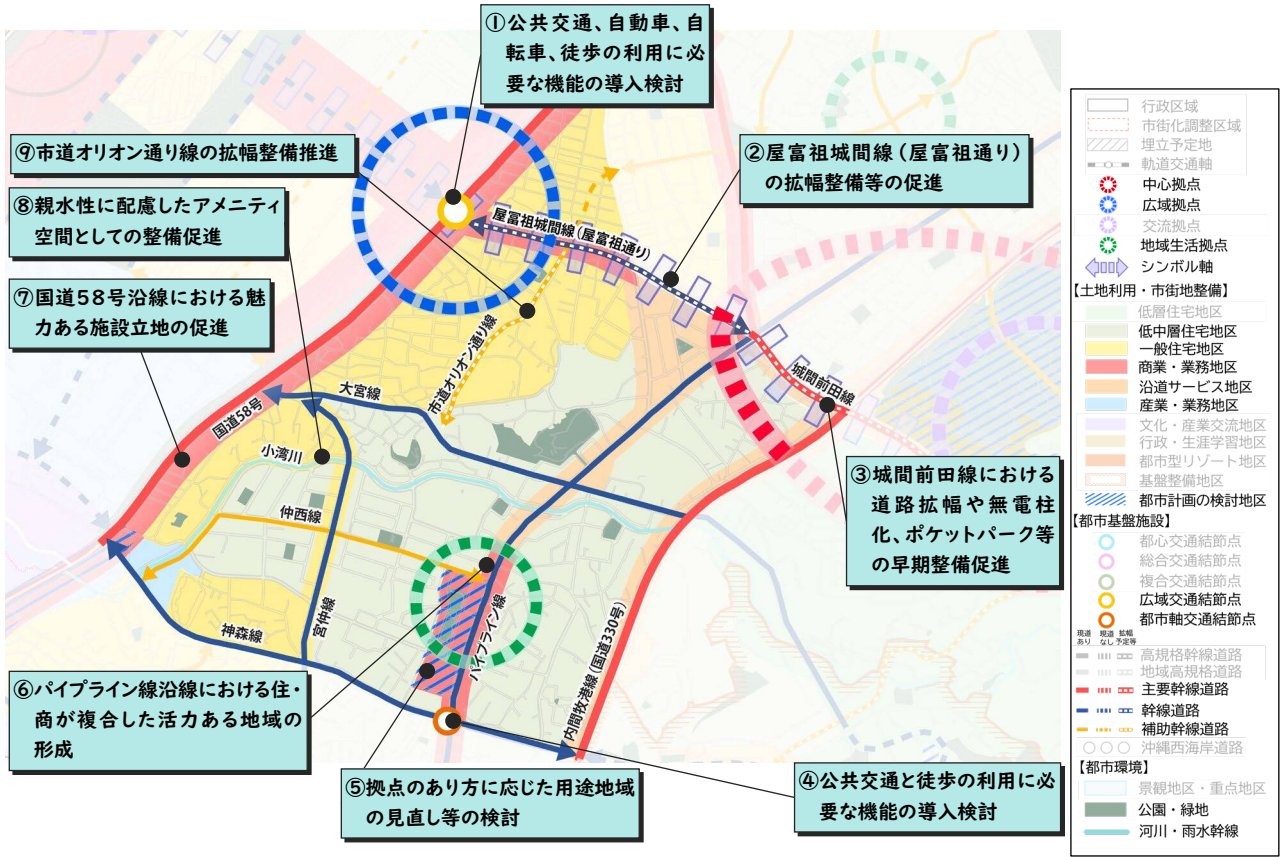
中央南地域

～歴史文化が薫り、にぎわい、みどりと水辺に憩う住みよいまち～



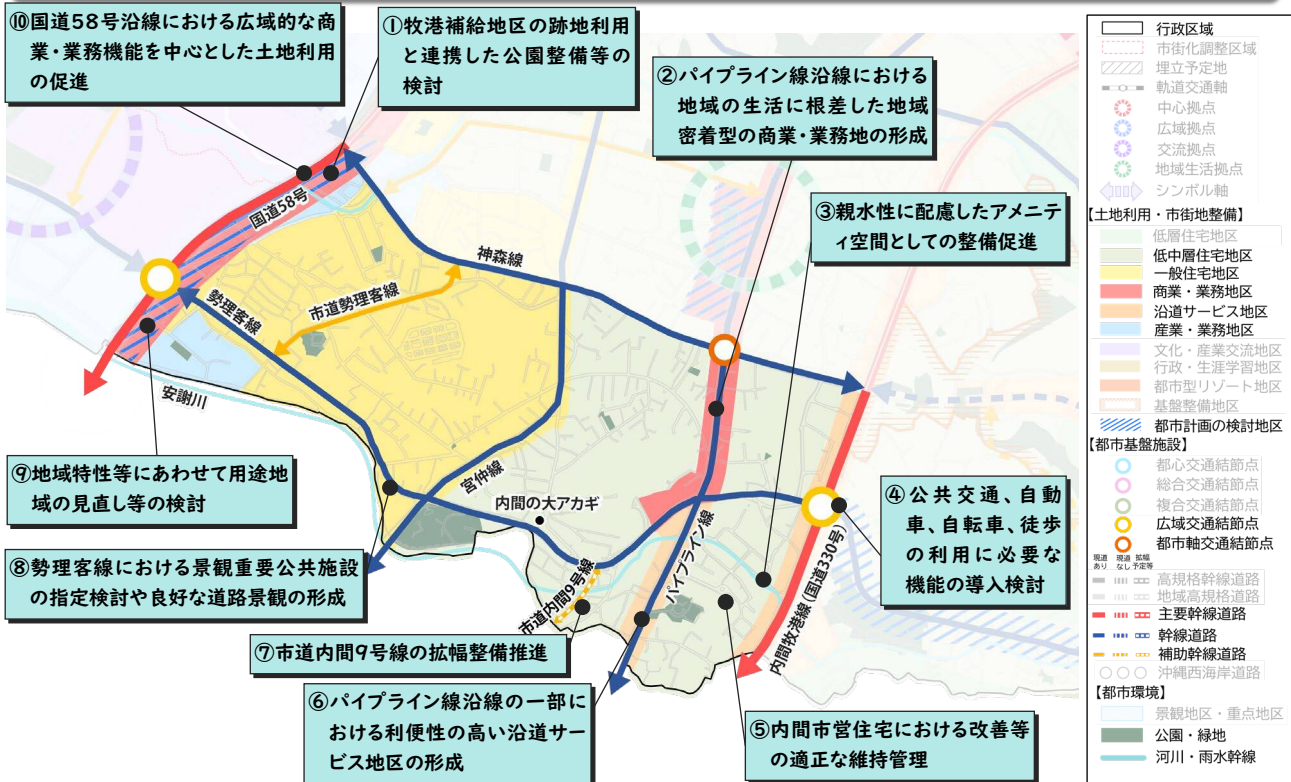
中央西地域

～緑と清水に囲まれたコミュニティが充実したにぎわいのまち～



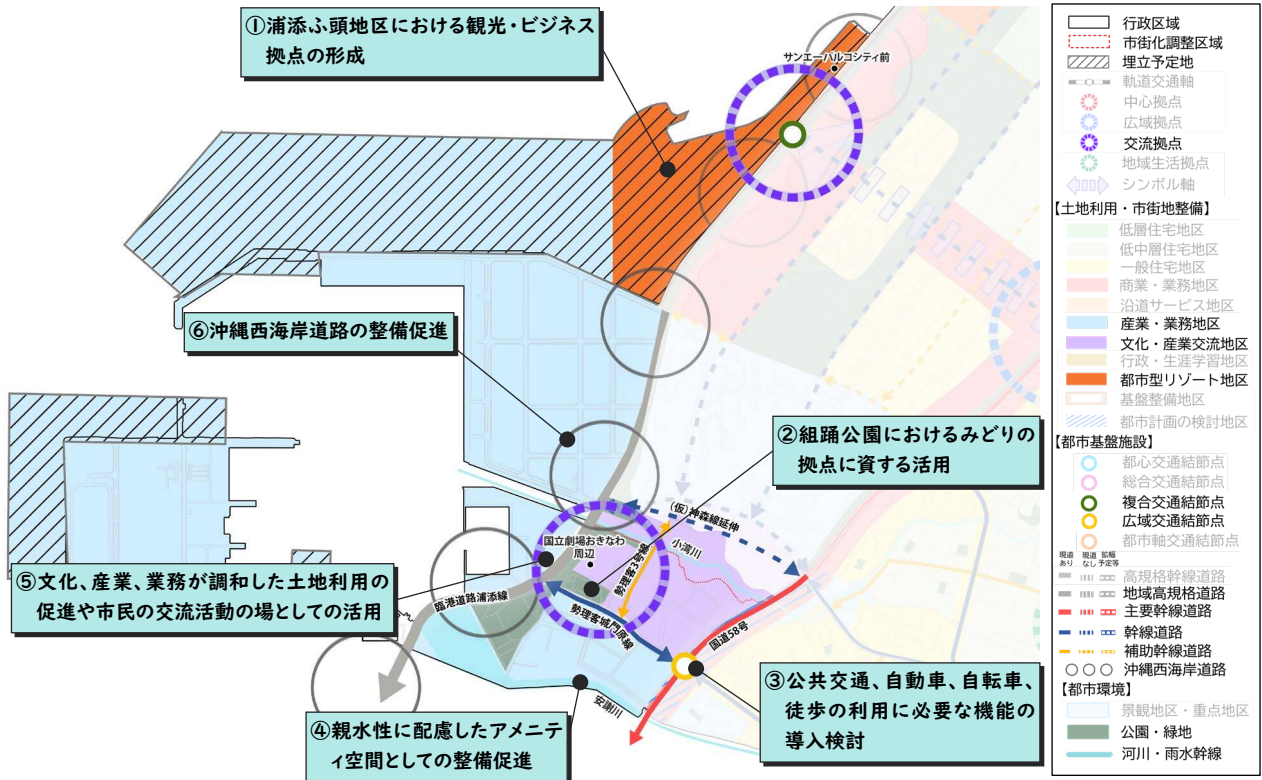
南地域

～琉球松と桜、清流で輝くまち浦添南の玄関～



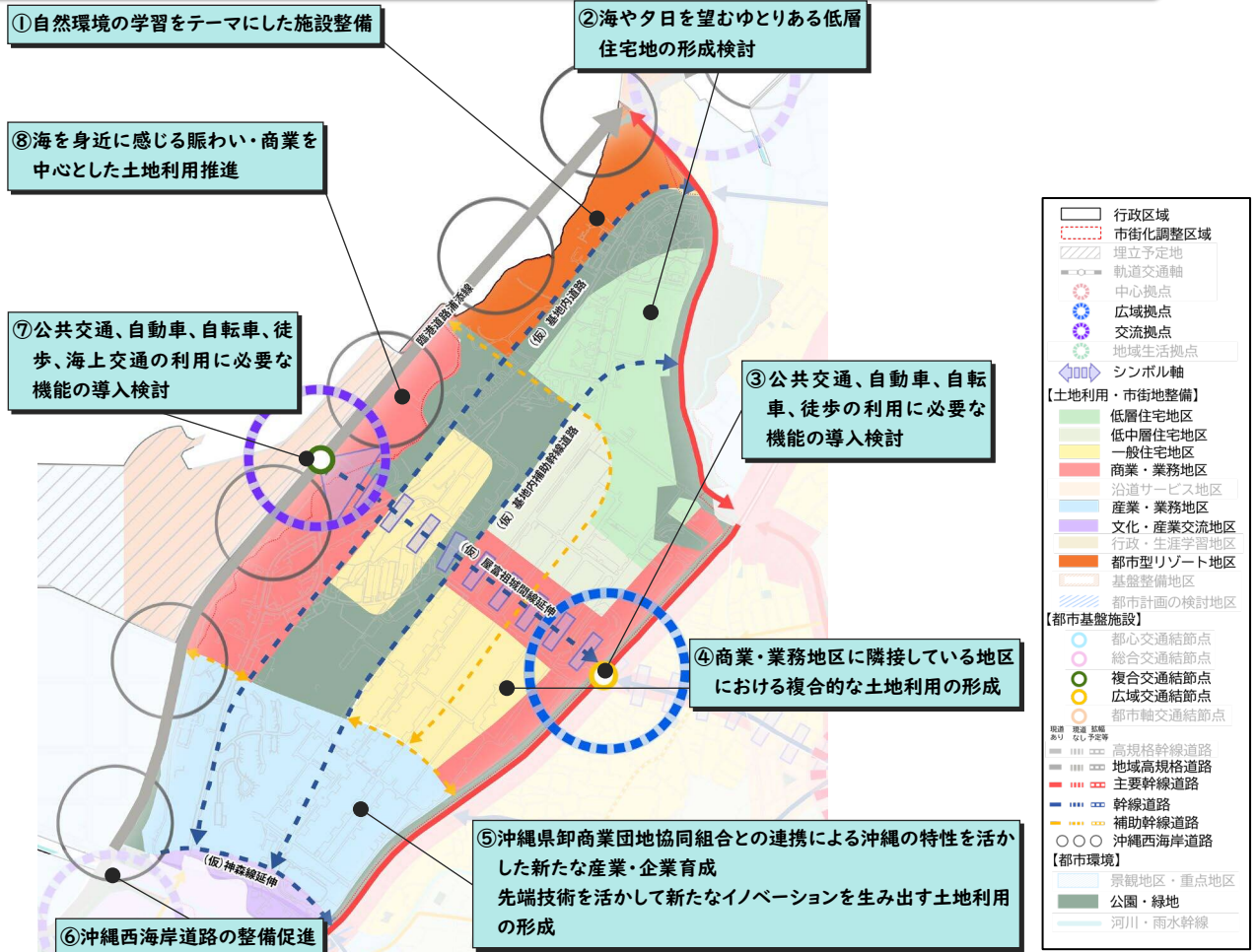
西地域

～豊かな海・川を活かし、緑を増やし、文化と共存するまち～



新都市形成地域

～人と環境が共生するスマートイノベーションシティ～



第5章 計画の実現に向けて

今後のまちづくりの進め方

本計画に基づくまちづくりの実現に向けては、市民・市民活動団体、事業者、行政等が、それぞれの役割をしっかりと認識し、協力し合いながら主体的に取り組むことが重要である。以下にそれぞれに期待される役割を示す。

■市民・市民活動団体

まちづくりの主役であることを市民一人ひとりが意識し、市民自らまちづくりに積極的に参画するとともに、市民相互の理解と協力により継続的なまちづくりを行っていくことが期待される。

また、まちづくり活動を行うNPOや各種団体等は、専門性等を活かし、市民をリードするとともに、まちづくり情報の積極的な発信等を行っていくことが期待される。

■事業者

事業者等の団体は、行政や市民が進めるまちづくりに参画・協力するとともに、社会貢献活動等を通じて、公共の新たな担い手となることが期待される。

また、事業者等の資金、ノウハウを活用した事業に加え、その後も地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させる推進主体として、多様な事業者の積極的参入を促すことが求められる。

■行政

行政は、市民や事業者主体のまちづくりが進むように、必要な情報の提供やまちづくりに参画しやすくなるよう、勉強会・ワークショップの開催等の支援の充実に努める。

1) 行政内部における推進体制の確立

将来像の実現に向けては、庁内関係各課の事業調整等の連携が必要であり、各課に関連する事業の調整機関としては、庁内における都市計画マスタープランの推進体制の確立を検討する。

2) 関係機関との連携

まちづくりの取組の実施にあたっては、本計画に基づき本市が推進するもののほか、国や沖縄県が主体となって実施する取組もあることから、上位機関である国・沖縄県との連携・調整を図ることで、より有効的に取組を推進する。

重点的・戦略的に取り組む施策

■拠点における都市機能強化

- ✓土地区画整理事業の整備推進強化
- ✓立地適正化計画制度の活用
- ✓都市再生整備計画の策定・都市再生事業の導入検討 等

■中心拠点の魅力向上

- ✓都心交通結節点の整備
- ✓老朽化した公共施設の更新の検討
- ✓浦添運動公園の再整備の推進
- ✓公共用地の利活用の検討 等

■新たな開発プロジェクトの早期実現

- ✓西海岸開発構想の推進
- ✓牧港補給地区跡地利用の推進
- ✓本市振興事業の推進 等

■交通ネットワークの構築

- ✓道路整備の促進（城間前田線）
- ✓地域特性に応じた公共交通の見直し検討
- ✓新たな交通システムの導入検討 等

■適切な土地利用の推進

- ✓用途地域の見直し
- ✓地区計画の見直し
- ✓地区計画等のその他都市計画手法を用いた規制誘導 等

適切な進行管理と計画の見直し

都市計画マスタープランは、概ね20年間を見据えた方針であり、定期的なまちづくりの進捗状況を把握する体制を検討し、効率的かつ効果的なまちづくりの推進を図る。

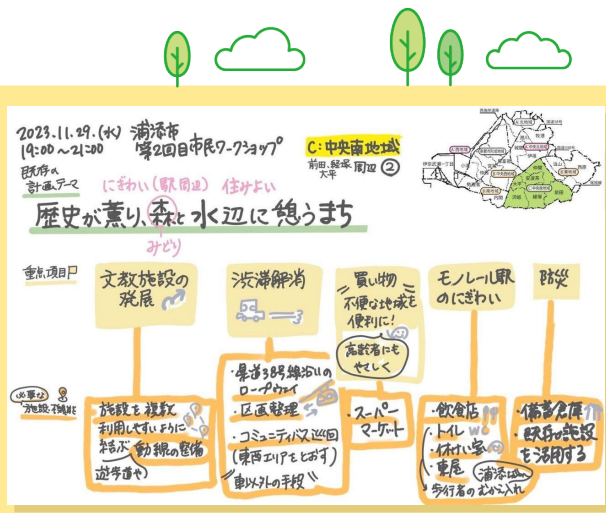
また、都市計画マスタープランは本市の都市計画における基本理念等を示すものであるため、原則として社会情勢の変化や市全体に共通する基本的な施策に変更等が生じた場合に、柔軟な見直しを行うものとする。

以下のような場合において見直しが想定され、見直しの具体的手法や主体、手続き等に関しては、都市計画審議会にて決定を行うものとする。

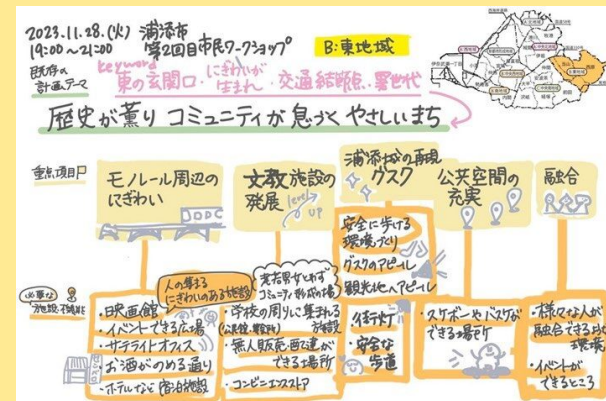
- 那覇広域都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や浦添市総合計画等の上位計画の策定及び見直しが行われた場合
- 大規模なプロジェクトや都市づくりに関連する個別計画が策定された場合
- 法改正等により将来の都市像実現のため新たな都市計画制度の活用が生じた場合
- 住民意識やニーズの変化による新たな施策への展開が必要な場合

市民WSを 開催しました

市民のみなさまの本市に対する思い等を把握し、計画へ反映するため、令和5年度から令和6年度にかけて計4回の市民WSを開催しました。
令和5年度の第2回目では、地域で今後重点的に取り組んでいくべき事項、またそれに基づいた求められる施設等についてご意見を伺いました。



↑令和5年度第2回目の中央南地域の結果



↑令和5年度第2回目の東地域の結果

浦添市都市計画マスタープラン

浦添市 都市建設部 都市計画課

〒901-2501 浦添市安波茶1丁目1-1

TEL: 098-876-1234 (代表) FAX: 098-879-7138